

# 上山市中小企業振興資金融資規程

(目的)

第1条 この規程は、本市内の中小企業者の金融緩和を図り、もって中小企業の振興に資するため、中小企業振興資金の融資について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、上山市中小企業振興資金（以下「資金」という。）を設けるものとする。

(融資原資の預託)

第3条 市長は、指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に対し、融資原資として必要と認める金額を予算の範囲内により預託するものとする。

(融資の枠)

第4条 融資の枠は、金融機関と協議して定めるものとする。

(融資の対象)

第5条 融資の対象となる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者で、市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 市税、下水道使用料及び水道料金を完納していること。

(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次の表に定めるところによる。

資金用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	一企業者800万円
融資期間	84箇月以内（うち据置期間2年以内）
返済方法	元金均等分割払
保証人	金融機関の定めるところによる。

2 融資利率その他融資に必要な事項は、金融機関と協議して定めるものとする。

(融資のあっせん等)

第7条 融資のあっせんは、上山市商工会（以下「商工会」という。）で行い、融資は金融機関において行うものとする。

(融資手続)

第8条 融資を受けようとする者は、上山市中小企業振興資金融資申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて商工会に提出しなければならない。

- (1) 申込人及び保証人の市税の未納がない証明書
- (2) 決算書
- (3) 預金及び借入金明細書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(報告)

第9条 金融機関は、あっせんに係る融資実績報告書（様式第2号）を翌月10日まで市長及び商工会に提出しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、融資に係る事項について報告を求め、又は調査をすることができる。

# 上山市宿泊施設整備等資金融資規程

(目的)

第1条 この規程は、本市内の宿泊施設の近代化と経営資金の円滑化を図り、もって地域経済の振興に資するため、宿泊施設整備等資金の融資について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、上山市宿泊施設整備等資金（以下「資金」という。）を設けるものとする。

(融資原資の預託)

第3条 市長は、指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に対し、融資原資として必要と認める金額を予算の範囲内により預託するものとする。

(融資の枠)

第4条 融資の枠は、金融機関と協議して定めるものとする。

(融資の対象)

第5条 融資の対象となる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行うための宿泊施設を有する者であって、市内において事業を営んでいるものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。
- (2) 市税、下水道使用料及び水道料金を完納していること。

(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次の表に定めるところによる。

資金の用途 項目	運転資金	設備資金
融資限度額	一企業者500万円	
融資期間	50箇月以内	70箇月以内
返済方法	元金均等分割払	
保証人	金融機関の定めるところによる。	
担保	金融機関の定めるところによる。	

2 融資利率その他融資に必要な事項は、金融機関と協議して定めるものとする。

(融資のあっせん等)

第7条 融資のあっせんは、上山市商工会（以下「商工会」という。）で行い、融資は金融機関において行うものとする。

(融資手続)

第8条 融資を受けようとする者は、上山市宿泊施設整備等資金融資申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて商工会に提出しなければならない。

- (1) 申込人及び保証人の市税の未納がない証明書
- (2) 決算書

- (3) 預金及び借入金明細書
- (4) 設備資金にあつては、設備計画書
- (5) その他市長が必要と認めるもの  
(報告)

第9条 金融機関は、あつせんに係る融資実績報告書(様式第2号)を翌月10日まで市長及び商工会に提出しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、融資に係る事項について報告を求め、又は調査をすることができる。

# 上山市商業活性化資金融資規程

(目的)

第1条 この規程は、商店及び商店街の活性化を図ることにより、消費者の多様なニーズに対応し、かつ、顧客サービスの向上に努め、もって商業の振興に資するため、商業活性化資金の融資について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、上山市商業活性化資金（以下「資金」という。）を設置するものとする。

(定義)

第2条の2 この規程において「金融機関」とは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に定める者をいう。

(融資原資の預託)

第3条 市長は、指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に対し、融資原資として必要と認める金額を予算の範囲内により預託するものとする。

2 前項において「金融機関」とは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に定める者をいう。

(融資の枠)

第4条 融資の枠は、金融機関と協議して定めるものとする。

(融資の対象)

第5条 融資の対象とする者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者又は当該中小企業者で組織する組合（任意組合を含む）であって、商店及び商店街の活性化を図るための事業（以下「事業」という。）を行うもの

(2) 市税、下水道使用料及び水道料金を完納しているもの

(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次の表に定めるところによる。

資金用途	設備資金
融資限度額	一企業者 2,000万円 一組合 5,000万円
融資期間	120箇月以内
返済方法	元金均等分割払
保証人	金融機関の定めるところによる。ただし、山形県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証を付す場合は、協会の定めるところによる。
担保	必要により徴する。
据置期間	12箇月以内

2 融資利率その他融資に必要な事項は、金融機関と協議して定めるものとする。

(融資のあっせん等)

第7条 融資のあっせんは、上山市商工会（以下「商工会」という。）で行い融資は、金

融機関において行うものとする。

(融資手続)

第8条 融資を受けようとする者は、上山市商業活性化資金認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて商工会に提出し、市長の認定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金償還計画書
- (3) 最近2箇年分の決算書及び最近時の試算表
- (4) 事業の見積書又は契約書
- (5) 申込人及び保証人の市税の未納がない証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(融資の認定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、融資対象者として認定することと決定したときは、上山市商業活性化資金認定書(様式第1号。以下「認定書」という。)により通知するものとする。

2 前項の認定を受けた者は、市長が別に定める期限までに同項の認定書を取扱金融機関に提出し、融資の申込みを行わなければならない。

(協会の利用)

第10条 金融機関は、資金の融資に当たって必要と認めるときは、協会の保証を付することができるものとする。

(報告)

第11条 金融機関は、あっせんに係る融資実績報告書(様式第2号)を、翌月10日まで市長及び商工会に提出しなければならない。

(調査等)

第12条 市長は、融資に係る事項について報告を求め、又は調査することができる。

# 上山市産業立地促進資金融資規程

---

(目的)

第1条 この規程は、本市への立地、移転等を行う者の必要な資金調達円滑化及び経営の安定化をもって、本市における産業の高度化を図るため、山形県商工業振興資金融資制度要綱(昭和57年4月1日制定。以下「要綱」という。)に基づく資金を山形県と協調融資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工業団地等 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく工場適地、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)に基づく産業導入地区、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく工業専用地域、並びに国及び地方公共団体(これらの出資又は出捐金50パーセントを超える関係機関を含む。)によって造成された工業団地をいう。
- (2) 金融機関 預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第1項に定めるものをいう。

(融資の要件)

第3条 資金の融資を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を備えているものとする。

- (1) 要綱に基づく資金の融資対象者として知事の認定を受けること。
- (2) 山形県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象事業業種に該当すること。
- (3) 市税、下水道使用料及び水道料金を完納していること。

(取扱金融機関)

第4条 資金の融資の取扱金融機関(以下「取扱金融機関」という。)は、次に掲げる金融機関のほか、市長が指定する金融機関とする。

- (1) 株式会社山形銀行
- (2) 株式会社荘内銀行
- (3) 株式会社きらやか銀行
- (4) 山形信用金庫

(融資対象者、融資条件等)

第5条 資金の融資対象者、融資に係る条件等は、別表のとおりとする。

2 融資に係る担保及び保証人については、取扱金融機関の定めるところによる。

(融資の申込み)

第6条 資金の融資を受けようとする者は、上山市産業立地促進資金認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、その認定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 資金償還計画書(様式第3号)
- (3) 資金利用状況調書(様式第4号)

(4) 過去2期分の決算書類で次の表の区分ごとに提出書類欄に掲げるもの(決算期を6月以上経過した場合は、試算表を提出しなければならない。)

区分	提出書類
法人	貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書又は営業経費報告書
個人	所得税の青色申告決算書又は白色申告決算書

- (5) 商業登記簿謄本(個人の場合は、住民票抄本)
- (6) 見積書及び図面(資金使途が設備資金の場合に限る。)
- (7) 申込者および保証人の市税の未納がない証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの  
(融資の認定及び手続)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、融資対象者として認定することと決定したときは、上山市産業立地促進資金認定書(様式第1号。以下「認定書」という。)により通知するものとする。

2 前項に規定する認定を受けた者は、市長が別に定める期限までに同項の認定書を取扱金融機関に提出し、融資の申込みを行わなければならない。  
(融資原資の預託)

第8条 市長は、取扱金融機関に対し、融資原資として必要と認める金額を予算の範囲内により預託するものとする。  
(貸付状況報告)

第9条 取扱金融機関は、毎月の貸付状況について、上山市産業立地促進資金融資実績報告書(様式第5号)により翌月10日までに、市長に報告しなければならない。  
(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。



別表

融資対象者	資金使途	貸付限度額（残高通算）	貸付期間	貸付利率
<p>市内の工業団地等に立地しようとする者であつて、かつ、本市の産業の高度化に資することが期待できるものとして市長の認定を受けた者</p>	<p>運転資金 設備資金</p>	<p>工業団地等への立地に必要な運転資金又は設備資金の70%以内（平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間に融資を受けたものに適用。ただし、残高通算は、5億円を限度とする。）</p> <p>工業団地等への立地に必要な運転資金又は設備資金（平成15年4月1日以降に融資を受けるものから適用。ただし、5億円を限度とする。）</p> <p>工業団地等への立地に必要な運転資金又は設備資金（平成28年1月1日以降に融資を受けるものから適用。ただし、10億円を限度とする。）</p>	<p>運転資金は、15年以内（据置期間は、3年以内） 設備資金は、20年以内（据置期間は、3年以内）</p>	<p>要綱別表で定めるところによる。</p>

# 上山市中小企業公害防止施設整備資金融資あっせん及び保証料、利子補給規程

---

(目的)

第1条 上山市内の中小企業者のうち、公害防止の必要があると認められるものに対し、公害防止施設の改善を図るに必要とする資金の融資あっせんと利子補給及び保証料の補給を行ない、もって生活環境の保全と本市中小企業の発展に寄与することを目的とする。

(協力機関)

第2条 前条の目的を達成するため、山形県信用保証協会（以下「協会」という。）及び金融機関の協力を得て行なうものとする。

(用語の意義)

第3条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 公害

騒音、振動、ばい煙、粉じん、水質汚濁、有毒ガス、悪臭及び地盤沈下等で人畜及び生活環境並びに農作物に被害を及ぼすもので、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）に準ずるものをいう。

(2) 金融機関

指定する取扱金融機関をいう。

(3) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める者をいう。

(融資原資の預託)

第4条 市長は、指定する金融機関に対し、融資原資として必要と認める金額を予算の範囲により預託するものとする。

(融資対象者)

第5条 この規程による融資対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者のうち、協会の保証対象業種を営む者であって、市税、下水道使用料及び水道料金を完納し、公害防止のための施設整備を必要とするもの

(2) 企業立地等に係る中小企業者のうち、市長が特に必要と認めるもの

(信用保証)

第6条 融資は、協会の保証を付するものとし、保証の限度は、500万円以内とする。

2 保証期間は、7年以内とする。

(申込手続)

第7条 この規程により融資保証を受けようとする者は、市長に対し、協会で定める申請書及び次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 設備計画書及び見積書

(2) 申込人及び保証人の市税の未納がない証明書

(3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

(申込後の措置)

第8条 市長は、前条の規定により申込みがあったときは、その内容を調査し、適当と認

めるものについては、意見書を添付し、協会に回付する。

2 市長は、協会より保証の諾否の通知があったときは、その旨を申込人に通知するものとする。

(保証料、利子の補給)

第9条 この規程により融資を受けた者に対し、市長は、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号）その他この規程の定めるところにより、予算の範囲内で保証料及び利子の一部を補給するものとする。

(保証料の補給率及び方法)

第10条 補給する保証料は、協会が定めた保証料以内とし、補給方法は、市長と協会との間に締結する保証料補給契約により行うものとする。

(利子補給率)

第11条 補給する利子の率は、金融機関に支払った借入金利のうち、年利4.4%を超えたものについて年3.9%を限度としこれを行なう。ただし、融資を受けた者と金融機関との約定に定める利子支払期日を経過して支払ったものについては、その経過日数分についての支払利子を除く。

(利子補給期間)

第12条 利子補給期間は、融資保証期間に準じ、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの期間ごとに行なう。

(利子補給申請)

第13条 利子補給を受けようとする者は、上山市中小企業公害防止施設整備資金利子補給金交付申請書（様式第1号）及び金融機関発行の利子補給金計算明細書（様式第2号）を添付し、金融機関を経由して市長に提出するものとする。

(利子補給の決定)

第14条 前条の規定により申請があったときは、内容を審査の上利子補給金交付を決定し、その結果を金融機関を経由し、申請者に上山市中小企業公害防止施設整備資金利子補給金交付決定通知書（様式第3号）をもって通知するものとする。

(工事完了の報告)

第15条 融資を受け公害防止施設の整備の工事が完了したときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

(貸付状況報告)

第16条 金融機関は、毎月の貸付状況について上山市中小企業公害防止施設整備資金融資実績報告書（様式第4号）により、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(調査)

第17条 市長は、融資及び利子補給を受けたものについて、当該施設の整備状況を調査することができる。

(融資及び利子補給の取消等)

第18条 融資及び利子補給を受けている者が次の各号の一に該当するにいたったときは、融資を取り消し、補給した利子の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 目的以外に資金を流用したとき。

(2) 不正の手段により融資及び利子補給金の交付を受けたとき。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

# 上山市中小企業長期安定資金保証融資あっせん及び保証料補給規程

(目的)

第1条 この規程は、本市内の中小企業者の経営基盤の安定を図り、もって中小企業の振興に資するため、保証融資あっせん及び保証料の補給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める者のうち市長の指定する業種を営む者をいう。

2 この規程において「金融機関」とは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に定める者をいう。

(設置)

第3条 第1条の目的を達成するため市長は、山形県信用保証協会（以下「協会」という。）及び金融機関の協力を得て、次に掲げる融資を設けるものとする。

- (1) 上山市中小企業長期安定資金融資（以下「長期運転資金」という。）
- (2) 上山市中小企業特別長期安定資金融資（以下「長期設備資金」という。）
- (3) 上山市中小企業省エネルギー長期安定資金融資（以下「省エネ設備資金」という。）

(融資原資の預託)

第4条 市長は、指定する金融機関に対し、融資原資として必要と認める金額を予算の範囲内により預託するものとする。

(融資の対象)

第5条 融資の対象となる者は、中小企業者のうち協会の保証対象業種を営む者であって、本資金導入により経営基盤の安定と発展が期待される次の者とする。

対象者	融資の種類
本市内で引き続き2年以上同一の事業を営んでいる者	長期運転資金
工場適地等に立地又は進出し、6月以上継続して同一の事業実績がある者で、市長が必要と認めた者	長期運転資金 長期設備資金
本市内で引き続き2年以上同一の事業を営んでいる者で市長が必要と認めた者	省エネ設備資金

(保証及び融資条件)

第6条 融資を受ける場合は、協会の保証を付するものとし、融資条件は、次に定めるところによる。

	長期運転資金 (借換資金としての使用を認める)	長期設備資金	省エネ設備資金
--	----------------------------	--------	---------

融資の最高額	一企業者 5,000万円	一企業者 5,000万円	一企業者 5,000万円
融資の期間	10年以内（うち据置期間2年以内）	12年以内（うち据置期間2年以内）	12年以内（うち据置期間2年以内）
保証人	協会の定めるところによる。		
担保	協会の定めるところによる。		

- 2 融資利率その他融資に必要な事項は、金融機関と協議して定めるものとする。
- 3 借換することができる既往の借入金は、本資金（当初の返済条件どおり遅滞なく返済が行われているものに限る。）に限るものとする。
- 4 前項の借換を行う場合は、借換に必要な額を超える金額を借り入れなければならない。（申請手続）

第7条 融資保証を受けようとする者は、市長に対し協会で定める申請書及び書類を提出しなければならない。

（申請後の措置）

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を調査し、相当と認めるものについては、意見書を添えて、協会に回付するものとする。

- 2 市長は、協会から保証に係る通知があったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（保証料の補給）

第9条 市長は、金融機関が融資を決定したとき、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）その他この規程の定めるところにより、協会に対し予算の範囲内で保証料の一部を補給するものとする。

（保証料の補給率及び方法）

第10条 補給する保証料は、協会が定めた保証料以内とし、補給方法は、市長と協会との間に締結する保証料補給契約により行うものとする。

（交付申請及び実績報告）

第11条 保証料補給の申請及び実績報告は、規則第5条及び第13条の規定にかかわらず、協会が提出する保証料補給金請求書及び保証料補給計算書並びに保証料補給に関する報告書及び上山市中小企業長期安定資金融資実績報告書（様式第1号。以下「実績報告書」という。）をもって充てるものとする。

- 2 金融機関は、毎月の貸付状況について実績報告書により、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

（調査）

第12条 市長は、保証料補給に係る事項について、報告を求め調査することができる。

# 上山市中小企業公害防止施設整備資金保証制度規程

---

(目的)

第1条 この規程は、上山市中小企業公害防止施設整備資金融資あっせん及び保証料、利子補給規程（昭和48年告示第29号。以下「公害防止資金融資規程」という。）に基づく融資のあっせんに伴い、当該融資の円滑な推進を図るために山形県信用保証協会（以下「協会」という。）が行う保証に対し保証料補給を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める者のうち市長の指定する業種を営む者をいう。

2 この規程において「金融機関」とは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に定めるものをいう。

(保証の対象者)

第3条 保証の対象者は、協会の保証対象業種を営む中小企業者で公害防止資金融資規程による融資を受ける者で、かつ、市長の認定を受けた者とする。

(保証の条件等)

第4条 保証の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金の用途は、設備資金とする。
- (2) 保証限度額は、500万円以内とする。ただし、責任共有制度要綱（平成18年9月28日付け平成18・09・12中庁第2号）第2項に基づく部分保証方式の場合は、融資額に100分の80を乗じて得た額とする。
- (3) 保証期間は、7年以内とする。
- (4) 信用保証料率は、市長と協会との間に締結する保証料補給契約によるものとする。
- (5) 保証人及び担保は、協会の定めによる。

(保証の申込手続)

第5条 この規程による保証の申込手続は、公害防止資金融資規程第7条及び第8条の規定による。

(保証承諾状況の報告)

第6条 協会は、保証承諾状況について、必要に応じ市長に報告しなければならない。

(保証料補給)

第7条 市長は、信用保証を受けた者に係る保証料について、別に定めるところにより協会に補給するものとする。

(取扱金融機関)

第8条 この規程により融資を取り扱う金融機関は、協会と信用保証契約を締結している金融機関で、かつ、公害防止資金融資規程により市長が指定する金融機関とする。

# 上山市中小企業長期安定資金保証制度規程

---

## (目的)

第1条 この規程は、市内の中小企業者の経営基盤の安定を図り、経営基盤の確立と発展のために必要な資金を金融機関が融資する際に、山形県信用保証協会（以下「協会」という。）が行う保証に対し保証料補給を行い、もって中小企業者の振興と経営の安定に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程で中小企業者とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める者のうち市長の指定する業種を営む者をいう。

2 この規程で金融機関とは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に定める者とする。

## (保証の対象者)

第3条 保証対象者は、協会の保証対象業種を営む中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当し、市長の認定を受けたものとする。

- (1) 本市内で引き続き2年以上同一の事業を営み、市税、下水道使用料及び水道料金を完納している者
- (2) 工場適地等に立地又は進出し、6月以上継続して同一の事業実績がある者
- (3) 上山市商業活性化資金融資規程（平成2年告示第9号）による融資を受ける者

## (保証の条件等)

第4条 保証の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金の用途は、運転資金及び設備資金とする。
- (2) 保証限度額は、5,000万円以内とする。ただし、責任共有制度要綱（平成18年9月28日付け平成18・09・12中庁第2号）第2項に基づく部分保証方式の場合は、融資額に100分の80を乗じて得た額とする。
- (3) 保証期間は、運転資金にあつては10年以内とし、設備資金にあつては12年以内とする。
- (4) 返済方法は、原則として割賦返済とする。
- (5) 貸付利率は、上山市中小企業長期安定資金融資あっせん及び保証料補給規程（昭和54年告示第12号）又は上山市商業活性化資金融資規程に定める利率とする。
- (6) 信用保証料率は、市長と協会との間に締結する保証料補給契約によるものとする。
- (7) 保証人及び担保は、協会の定めによる。

## (取扱金融機関)

第5条 この規程により融資を取り扱う金融機関は、協会と信用保証契約を締結している金融機関で、かつ、上山市中小企業長期安定資金保証融資あっせん及び保証料補給規程又は上山市商業活性化資金融資規程により市長が指定する金融機関とする。



# 上山市中小企業特別保証融資あっせん及び保証料補給規程

---

## (目的)

第1条 この規程は、本市内の中小企業者の事業資金の円滑な確保を図り、もって中小企業の振興に資するため、保証融資あっせん及び保証料の補給について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程で中小企業者とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める者のうち市長の指定する業種を営む者をいう。

2 この規程で金融機関とは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に定める者とする。

3 この規程で山形県商工業振興資金（以下「県資金」という。）とは、山形県商工業振興資金融資制度要綱（昭和57年4月1日制定）に定める融資制度をいう。

## (協力機関)

第3条 第1条の目的を達成するため、上山市商工会（以下「商工会」という。）、山形県信用保証協会（以下「協会」という。）及び協会と信用保証契約を締結している金融機関の協力を得て実施するものとする。

## (融資原資の預託)

第4条 市長は、指定する金融機関に対し融資の原資として必要と認める金額を予算の定めるところにより預託するものとする。

## (融資保証あっせん等)

第5条 市長が行う保証融資あっせんは、協会が定める次の制度とする。

- (1) 小額融資保証制度
- (2) 商工業振興資金保証制度
- (3) セーフティネット保証制度
- (4) 小口零細企業保証制度
- (5) 近代化資金保証制度
- (6) 事業再生保証制度
- (7) 事業再生円滑化保証制度
- (8) 危機関連保証制度

2 前項に掲げるもののほか、経済の変動等により緊急に措置された制度であっても、保証融資あっせんを行うものとする。

## (手続)

第6条 保証融資を受けようとする者は、市長に対し協会が定める申請書及び必要書類を添えて提出するものとする。

## (審査)

第7条 市長は、前条の規定により申請書等の提出があったときは、その内容等を調査し、適当と認めるものについては、意見書を添付し協会に回付するものとする。

(保証料の補給)

第8条 市長は、保証融資を受けた者が支払う保証料の一部を上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）により、協会に対し予算の範囲内で補給する。

2 商工会及び金融機関においてあつせんしたものについても同様とする。

3 保証料の補給は、市長と協会との間に締結する保証料補給契約により行うものとする。

(補給する範囲及び補給率)

第9条 保証料の補給する範囲及び補給率は、市長と協会との間に締結する保証料補給契約によるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第10条 保証料補給の交付申請及び実績報告は、規則第5条及び第13条の規定にかかわらず、協会が提出する保証料補給金請求書及び保証料補給計算書並びに保証料補給に関する報告書をもって充てるものとする。

(調査等)

第11条 市長は、保証料補給にかかる事項について報告を求め、又は調査することができる。